

荒川区立保育園給食調理及び用務業務委託
提案評価募集要項

令和8年10月

荒川区子ども家庭部保育課

1 目的

この要項は、荒川区立保育園における給食調理及び用務業務委託の事業者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 件 名

保育園給食調理及び用務業務委託（荒川保育園）

保育園給食調理業務委託（西日暮里保育園）

保育園名	保育実施年齢	予定実施 定員	延長保育 実施	用務業務 委託
荒川保育園	0 歳以上児	104	有	有
西日暮里保育園	0 歳以上児	135	有	無

(2) 委託内容

調理業務委託

- ① 調理及び盛付け（お茶の提供を含む。）
- ② 食器及び調理器具の洗浄、消毒及び保管
- ③ 残菜及び厨芥の処理
- ④ アレルギー代替食調理
- ⑤ 行事食及び収穫野菜の調理並びにクッキング保育の準備
- ⑥ 施設及び設備の清掃、整理整頓及び保守点検
- ⑦ 調理業務等の完了確認書類の作成
- ⑧ その他必要な業務

用務業務

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ その他必要な業務

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間の長期継続契約

(4) 業務実施日

毎月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）

(5) 事業規模（提案限度額）

荒川保育園 37,548,114円（税込み）※用務業務委託分含む

西日暮里保育園 30,312,790円（税込み）

※上記金額は、事業規模を示すものであり、契約予定額や予算額ではありません。提案のあった費用概算については、提案評価の対象としますが、実際の契約に当たっては、当該費用概算をもとに、改めて優先交渉権者と区の間で協議を行い、区の予算の範囲内で委託金額を決定し、合意がなされた場合に契約を締結します。なお、合意がなされない場合は、次点の優先交渉権者と協議を行うものとします。

※事業規模の金額を超える提案はできないものとします。

3 プロポーザルの参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とします。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 認可保育園の給食調理業務受託の履行実績が2園以上あること。
- (2) 令和9年度に新規に荒川区立保育園の給食調理業務を受託した場合、荒川区立保育園受託実績は1業者4園までとすること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 荒川区契約事務規則（昭和39年荒川区規則第8号）第7条の2第1項に規定する資格審査により、「病院給食・学校給食」業務に参加できる業者として登録されていること。ただし、荒川区外に本社が所在する場合、東京電子自治体が運営する「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」において、入札参加資格者情報の営業種目における「学校給食」の共同格付が「A」以上であること。
- (5) 荒川区契約事務規則第11条の4の規定に該当していないこと。また、荒川区入札等参加停止措置要綱に基づく入札等参加停止措置又は「荒川区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 原則として東京都内に本社又は支社若しくは営業所を有すること。
- (7) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

(9) 次の①、②、③のすべてを満たす業務責任者を確保できること。

- ① 正規社員であり管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの免許を有すること。
- ② 0歳児保育を行う保育園給食調理業務2年以上の経験を有すること。または0歳児保育を行う保育園給食調理業務1年以上の経験を有し、かつ病院、高齢者施設等保育園と同等の集団給食施設での調理業務1年以上の経験を有すること。
- ③ 保育園または病院、高齢者施設等保育園と同等の集団給食施設で副責任者以上の経験を有すること。

(10) 次の①、②のすべてを満たす副業務責任者を確保できること。

- ① 正規社員であり管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの免許を有すること。
- ② 保育園または病院、高齢者施設等、保育園と同等の集団給食施設での調理業務2年以上の経験を有すること。

4 仕様書及び様式等の配布

荒川区ホームページからダウンロードしてください。

5 選定方法

(1) 基本的な考え方

これまでの受託実績等とともに、今回提案のあった内容等について、荒川区立保育園給食調理及び用務業務委託業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で総合的に評価し、相応しい優先交渉権者を選定します。

※受託希望順位及び用務業務の対応可否についても考慮し選定します。

(2) 第一次審査

事業者から事業者概要及び事業実績並びに企画提案書の提出を受け、評価委員会がその内容について評価します。

(3) 第二次審査

第一次審査の通過者には財務諸表(過去3年分)を提出いただき、プレゼンテーションを実施します。事業者は、保育園給食調理業務企画提案書の内容を評価委員会の場で説明し、委員からの質問に答えていただきます。

プレゼンテーションにおいては、業務責任者（候補者）が同席してください。

プレゼンテーションは12月23日(水)午後に実施します。詳細については、別途連絡します。

(4) 結果等の通知及び公表

① 一次審査の結果は、審査終了後速やかに通知します。(令和8年12月14日頃を予定。)
また、二次審査の実施日時・会場等についても併せて通知します。

② 最終審査結果は、企画提案書等を提出した全参加事業者に対して、令和9年1月下旬に、

書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表します。

6 選定スケジュール（予定）

選定のおおよそのスケジュールは以下のとおりです。

令和8年10月26日（月）	公募開始
11月11日（水）	公募参加申込書等 提出期限（様式第1～3号）
11日（水）	質問期限
16日（月）	質問回答
27日（金）	企画提案書等提出期限
12月上旬	評価委員会による第一次審査【書類審査】
	*審査結果を通知
12月23日（水）午後	二次審査【プレゼンテーション】
令和9年 1月以降	優先交渉権者の決定、審査結果の通知
4月	契約締結・事業開始

7 プロポーザル参加申込みに必要な提出書類

本プロポーザルに参加しようとする場合は、以下の書類に必要な書類を添付して期日までに提出してください。

（1）提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②事業者概要及び事業実績（様式第2号）
- ③事業実績（様式第3号）

（2）提出部数

各1部

（3）提出期限

令和8年11月11日（水） 午後5時15分までに持参または郵送で提出してください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。提出期日までに必着。）

※郵送等の事故があっても、考慮はしないものとします。

8 保育園給食調理業務企画提案書等の提出について

（1）提出書類

※以下の①～④の提出書類をフラットファイル（A4版縦長）に綴り、提出してください。

① 保育園給食調理業務企画提案書（様式第4号）

提案事業者において各項目について拡張可能とし、全体のページ数はA4サイズ（横書き）で最大40ページとします。提案書には、提案者名又はこれを容易に推測できる内容は記載しないでください。

② 費用概算（様式第5号）

③ 事故報告書（様式第6号）

④ その他、提案に係る添付書類(マニュアル等)

なお、第一次審査通過事業者は、財務諸表（過去３年分）をご提出ください。
提出方法等については、別途連絡します。

(２) 提出部数

- ① 提案書原本（様式第４号～６号様式）及び提案に係る添付書類 １部
※会社名、担当者名等を記載したもの
- ② 提案書副本（様式第４号～６号様式）及び提案に係る添付書類 １０部
※事業者が特定できないよう、会社名、担当者名等を一切記載していないもの

(３) 提出期限

令和８年１１月２７日（金） 午後５時１５分までに持参または郵送で提出してください。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は提出期日までに必着。）

９ 質問及び回答

- (１) 質問期間は、令和８年１１月１１日（水）午後５時１５分までとし、質問事項は質問書（様式第７号）に要点を整理の上、次の所管課に電子メールにより送信してください。
なお、電話による質問電話及び所定の様式以外では受け付けません。
メールの件名は「保育園給食調理及び用務業務委託プロポーザル質問（事業者名）」としてください。

子ども家庭部保育課（担当：篠塚、田中）
e-mail : hoikushien@city.arakawa.lg.jp

- (２) 回答は、令和８年１１月１６日（月）に参加申込書提出の全事業者へ、電子メールにて通知します。

(３) その他

- ① 審査に関する質問には一切応じません。
- ② 電子メール送信後、電話による受信確認を行ってください。
- ③ 上記期間及び方法以外による問い合わせについては、受け付けません。
- ④ 質問者の名称等は公表しません。

１０ 応募書類等の提出先

〒１１６－８５０１ 東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区役所子ども家庭部保育課保育支援係 （区役所本庁舎２階）
電話 ０３－３８０２－３１１１ 内線３８２３・３８４１
受付時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝を除く）

1 1 参加申込書等の訂正

提出のあった書類について、訂正又は差替えがある場合は、提出期限まで受け付けます。

1 2 辞退について

申込み後、辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出してください。

1 3 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行います。
- (2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「1 2 辞退について」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行います。

1 4 注意事項

- (1) 企画提案書以外にも必要に応じて、他の資料等の提出を求める場合があります。その場合には別途連絡します。
- (2) 提出のあった書類については、返却しません。
- (3) 審査結果に対する異議申立てについては、受け付けません。
- (4) 提出のあった書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 提案書等の作成及び提出、プロポーザルに係る資料の作成その他提案に関する費用については、すべて提案者の負担とします。
- (6) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属します。
- (7) 提出された提案書等に関する書類は公表しません。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではありません。
- (8) 本業務の履行を第三者に委託することは認めません。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りではありません。
- (9) 本案件は、荒川区公契約条例の規定が適用されます。受託者は労働者等に対して労働報酬下限額以上の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。概要や詳細は、荒川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
《労働報酬下限額について》

・労働報酬下限額は、区が年度ごとに定め、告示します。公契約条例の対象となる契約に従事する労働者等には、労働報酬下限額以上の労働報酬を支払っていただく必要があります。（再委託先の労働者にも適用されます。）

・積算にあたり、労働報酬下限額が適用される労働者等については、暫定基準額として設定する金額(1,489 円)を下回らないように積算してください。なお、令和 9 年度の労働報酬下限額は、令和 8 年 12 月頃に決定する予定です。報酬下限額決定により、積算額に影響がある場合は、区と受託者が協議の上、契約金額を決定します。

15 問合せ先

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号（区役所本庁舎2階）

荒川区子ども家庭部保育課保育支援係（担当：篠塚、田中）

電話 03-3802-3111 内線3823・3841

FAX 03-3802-3198

e-mail : hoikushien@city.arakawa.lg.jp